

デイサービスセンター ころろ

通所介護（日常生活支援総合事業）運営規程

（運営規定設置の主旨）

第 1 条 有限会社 エムツウ・ダッシュが開設する デイサービスセンター ころろ（以下「当事業所」という）において実施する通所介護（日常生活支援総合事業）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 通所介護（日常生活支援総合事業）は、要介護状態（要支援状態・日常生活支援総合事業対象者）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画（総合事業通所介護計画）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第 3 条 当事業所では、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活ができるよう、通所介護計画（総合事業通所介護計画）に基づいて、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当事業所では、介護老人保健事業所が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業者（日常生活支援総合事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 デイサービスセンター こころ
- (2) 開設年月日 平成19年6月1日
- (3) 所在地 兵庫県明石市朝霧台1162-6
- (4) 電話番号 078-912-0996 FAX 番号 078-912-0995
- (5) 管理者名 横山 志 織
- (6) 介護保険指定番号 (2872002221号)

(従業員の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法定の定めるところによる。

一単位 (30名)	
職 種	人 員
管理者	1名
看護職員	1名
介護職員	4名以上
生活相談員	1名
機能訓練指導員	1名

※職員体制は必要に応じて人員の増員を行う

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、従業者の管理、通所介護（日常生活支援総合事業）の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護職員は、利用者の通所介護（日常生活支援総合事業）計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所介護（日常生活支援総合事業）計画に基づく介護を行う。
- (4) 生活相談員は、生活指導その他通所介護（日常生活支援総合事業）の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員は、機能訓練指導その他通所介護（日常生活支援総合事業）の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所介護の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
但し、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。
- (2) 営業日の午前9時00分から午後5時00分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。

(利用定員)

第8条 通所介護の利用定員数は30名とする。

- 2 介護予防通所介護の利用定員は30名とする。(定員は通所介護及び日常生活支援総合事業の合計で30名とする)

(通所介護の内容)

第9条 通所介護(日常生活支援総合事業)は、通所介護(日常生活支援総合事業)計画に基づいて必要なサービスを行う。

- 2 通所介護(日常生活支援総合事業)計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所介護(日常生活支援総合事業)計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所介護(日常生活支援総合事業)計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 指定通所介護(日常生活支援総合事業)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額・市町村の定める額とし、当該指定通所介護(日常生活支援総合事業)が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、実施地域を超えた地点から5キロメートルごとに500円。
 - 二 食費として、600円/食。
 - 三 おやつ代として、150円/食。
 - 四 日用品費 実費
 - 五 教養娯楽費 実費
 - 六 おむつ代として、実費
 - 七 その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

明石市、神戸市西区、垂水区

(身体拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急

やむを得なかった理由を介護記録等に記載する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所介護(日常生活支援総合事業)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・酒類は持ち込まないものとする。喫煙は医師の許可により所定の場所にて可とする。
- ・火気の取扱いは禁止する。ただし、喫煙時には十分注意を行い使用可とする。
- ・設備・備品の利用は、職員の指示により可能。
- ・所持品・備品等の持ち込みは制限あり。
- ・金銭・貴重品の管理は、利用者管理となりますので、必要物以外は持ち込まない。
- ・通所介護利用時の医療機関での受診は出来ません。
- ・宗教活動は、事業所内において禁止する。
- ・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会い確認する。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 災害の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
 - ②利用者を含めた総合非難訓練……年 1 回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(緊急時の対応)

第 17 条 サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡します。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護（日常生活支援総合事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(職員の服務規定)

第 20 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 21 条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 22 条 職員の就業に関する事項は、別に定める有限会社 エムツウ・ダッシュの就業規則による。

(職員の健康管理)

第 23 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 24 条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 25 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求める場合がある。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
- 3 通所介護（日常生活支援総合事業）に関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めない、運営に関する重要事項については、有限会社 エムツウ・ダッシュの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、平成19年6月1日より施行する。

平成20年1月1日一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数変更)

平成23年8月1日一部改正する。(管理者氏名の変更)

平成24年4月1日一部改正する。(第7条(3)の変更)

平成24年5月1日一部改正する。(第5条・第8条の変更)

平成29年4月1日一部改正する。(日常生活支援総合事業追加、
管理者変更)

平成30年4月1日一部改正する。(第10条の変更)

平成30年2月1日一部改正する。(第10条の変更、3割追加)

令和 4年6月1日一部改正する。(管理者氏名の変更)

令和 6年3月31日一部改正する。(第17条・第18条の追加、虐待防
止に関する事項・業務継続計画の
策定等)

令和 7年2月1日一部改正する。(第17条の追加、緊急時の対応)